

別表第1(第11条関係)

種 別		単 位	金 額		
初診時選定療養費(医科)		1回につき	7,700円		
再診時選定療養費(医科)		1回につき	3,300円		
妊婦健診基本料	初診	1回につき	5,397円		
	再診	1回につき	2,790円		
乳房マッサージ料	初診	1回につき	4,987円		
	再診	1回につき	2,380円		
分べん料	時間内	産児1人につき	90,000円		
	時間外	産児1人につき	100,000円		
	深夜	産児1人につき	110,000円		
	産科医療補償 制度負担金	産児1人につき	産科医療補償制度に係る掛金の額 に相当する額		
新生児室料		1日につき	1,650円		
新生児介補加算		1日につき	3,810円		
新生児に係る乳幼児育児栄養指導加算		1回につき	1,365円		
健康診断料		1回につき	実費を勘案して市長が定める額		
予防接種料		1回につき	実費を勘案して市長が定める額		
入院特別室利用料	助産の場合	特室 (1床室)	1日につき	市内に住所を有する者	12,000円
				上記以外の者	18,000円
		緩和ケア病床 (1床室)	1日につき	市内に住所を有する者	12,000円
				上記以外の者	18,000円
		1床室	1日につき	市内に住所を有する者	8,000円
				上記以外の者	12,000円
	2床室	1日につき	市内に住所を有する者	3,000円	
			上記以外の者	4,500円	
	その他の場合	特室 (1床室)	1日につき	市内に住所を有する者	13,200円
				上記以外の者	19,800円
		緩和ケア病床 (1床室)	1日につき	市内に住所を有する者	13,200円
				上記以外の者	19,800円
1床室		1日につき	市内に住所を有する者	8,800円	
			上記以外の者	13,200円	
2床室	1日につき	市内に住所を有する者	3,300円		
		上記以外の者	4,950円		
その他		その都度市長が定める額			
備考					
1 分べん料の項の「時間内」とは休診日以外の日の午前8時30分から午後5時(土曜日は午後零時30分)までを、「時間外」とは時間内及び深夜以外の時間を、「深夜」とは午後10時から翌日午前6時までをいう。					
2 死産の場合における分べん料は、分べん料の項に規定する額(産科医療補償制度負担金を除く。)の2分の1に相当する額とする。					
3 この表において「産科医療補償制度」とは、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度(分べん機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠及び分べんにもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う制度をいう。)をいう。					